

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

奈良県川西町（以下「甲」という。）と公益社団法人なら犯罪被害者支援センター（以下「乙」という。）とは、犯罪被害者等の支援に関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

（連携協力）

第2条 犯罪被害者等からの相談により、甲と乙とが連携して支援を推進する必要があると認められた場合、犯罪被害者等が当該犯罪等による副次的な被害及び更なる犯罪等による被害を受けないよう配慮しつつ、双方協議の上、適切な支援を行うこととする。

2 甲及び乙は、それぞれが行う犯罪被害者等支援のための各種施策、啓発活動等に積極的に協力することとし、甲は、乙の支援活動の促進を図るため、乙の法人賛助会員として財政的援助を行うものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を、川西町個人情報保護条例（平成17年5月川西町条例第13号）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、この協定を運用する目的以外に利用してはならない。

（協議）

第4条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第5条 本協定は、平成29年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方が署名の上、各自1通を保管する。

平成29年3月30日

甲 川西町長

村匡正

乙 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター理事長

西口廣希